

# 愛老園指定短期入所生活介護及び 指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三友会が開設する特別養護老人ホーム愛老園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム愛老園
- 二 所在地 伊勢崎市太田町686番地

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホーム愛老園の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 生活相談員 1名（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 介護支援専門員 1名（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 看護職員 3名以上（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 介護職員 24名以上（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 管理栄養士 1名（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 調理員 4名（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 機能訓練指導員 看護師 1名（併設の特別養護老人ホームと兼務）
- 事務職員 2名（常勤）（併設の特別養護老人ホームと兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

## (利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額（当法人の指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定受領サービスであるため、介護保険負担割合証に記載された割合とする）に、食費と滞在費を加えた額とし、別表〔料金表〕を適用する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市ならび、玉村町、前橋市、桐生市、太田市とする。  
なお、伊勢崎市外からの利用については、原則家族による送迎とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、医師の診断書ならび意見書を提出しなければならない。
- 三 浴室を利用する際には、バイタルチェック等の健康チェックを受けなければならない。
- 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 五 施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず行う身体拘束等については、利用者又は代理人の同意を得るものとする。又その際には、その態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 六 施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

- 2 管理者は、短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び代理人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとし、事故の発生

又はその再発を防止するために、その体制の整備に努めるものとする。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 5 施設は、災害への対応においては、地域や関係機関との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たっては、地域住民および関係機関の協力を得て行う。

(虐待の防止)

第12条 センターは虐待または虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修実施。
- 二 センターが整備した虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

(感染症予防およびまん延の防止のための措置)

第13条 センターは感染症の発生及び蔓延等の防止に関する取り組みの徹底を図るため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 感染症対策に関する委員会の開催。
- 二 感染症対策に関する指針の整備。
- 三 感染症対策に関する研修の実施、及び訓練（シュミレーション）の実施。

(事故の発生防止と再発を防止するための措置)

第15条 センターは、事故発生の防止と発生時の適切な対応、および事故の再発防止を図るため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故発生防止（安全対策）に関する指針の整備。
- 二 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
- 三 事故発生防止（安全対策）のための委員会、及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 四 以上各号の措置を適切に実施するため、事故発生防止（安全対策）の担当者を配置するとともに、委員会の活動を通して組織的に事故発生防止（安全対策）を実施する体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、必要な在宅サービスが継続的に提供できるよう、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 業務継続計画を策定する
- 二 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 三 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行う。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第17条 センターは、ハラスメント対策を強化し適切な在宅サービスの提供を確保するために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業

務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等。

二 利用者や家族等からのハラスメント（カスタマーハラスメント）を防止するための方針の明確化等。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成24年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成27年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成30年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 平成31年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は 令和元年10月1日から施行する。

この一部を改正する規程は、令和3年4月1日から施行する。

この一部を改正する規程は、令和6年4月1日から施行する。